

2018年 スチュワードシップ活動報告

区分	報告	対象範囲	全資産
<p>エグゼクティブサマリー</p> <p>2018年の(1)当法人のスチュワードシップ活動および(2)株主議決権行使状況の概要(2018年4月～6月)についての報告。(1)は、①GPIFにとってのスチュワードシップ活動の意義を含めたこの1年間の取組、②運用受託機関によるスチュワードシップ活動の取組と課題、③運用受託機関への期待と課題・GPIFの今後の対応で構成。</p>			
<p>バックグラウンド</p> <p>当法人が2014年5月に受入れを表明した「日本版スチュワードシップ・コード(2017年5月改訂)」の原則6「機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである」に従って、年に一度、スチュワードシップの実施状況について報告を行うもの。</p>		<p>フィードバック期間及び検証方法</p>	
<p>戦略プラン</p> <p>当法人の「スチュワードシップ責任を果たす方針」に記載の通り、被保険者に対する個別報告が困難であるため、当法人のホームページに公表する方法で報告。当法人の活動の透明性を図るとともに、運用会社に対して当法人のスチュワードシップ責任に対する考え方を伝えるツールとしても活用。</p>		<p>便益及びリスク</p>	
		<p>KPI</p> <p>独立行政法人実績評価の関連項目の評価向上</p>	
		<p>その他</p>	